

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：紀宝町長・紀宝町議会議長・紀宝町教育委員会・紀宝町選挙管理委員会
紀宝町監査委員・紀宝町公平委員会・紀宝町農業員会・紀宝町水道事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.6%
全職員	64.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.8%
本庁課長補佐相当職	93.8%
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.0%
31～35年	—
26～30年	89.0%
21～25年	93.2%
16～20年	93.1%
11～15年	88.7%
6～10年	81.8%
1～5年	76.1%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員を数える単位として「時間」を用いて換算している。
- ・全職員中に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、男性3割に対し女性7割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・(1)役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には女性職員がいないため「—」と記載している。
- ・(2)勤続年数別「31～35年」区分には女性の職員がいないため「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。